



■付近見取図 S=1/5000



■計画概要

工事名称	〇〇部新築工事		
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	氏名	住宅 太郎	
敷地概要	地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△	
	住居表示	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	敷地面積	165.00㎡	
	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	防火地域	指定なし(法22条区域)	
	指定建蔽率	50%	
	指定容積率	100%	
	高さ制限	10m	
	高度地区	-	
日影規制	4時間、2.5時間、1.5m		
道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m		
土砂災害特別警戒区域	-		
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅	
	工事の種類	新築工事	
	構造	木造	
	階数	2階建て	
	地盤面	BM+0.336m	
	最高高さ	8.114m	
	軒高さ	6.404m	
	建築面積	71.21㎡	
	床面積	1階床面積	69.22㎡
		2階床面積	52.99㎡
延床面積	122.21㎡		

記載する内容は、申請書の内容と一致させてください。

■内部仕上表

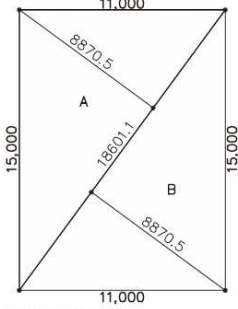
階	室名	床			巾木			壁			回縁	天井			備考
		仕上 下地	記号	厚	仕上	H	厚	仕上 下地	記号	厚		仕上 下地	記号	厚	
1階	玄関	磁器質施釉タイル150角		9	磁器質施釉 タイル150角	150	9	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり下地
	ホール・廊下	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	せつこうボード	W5	12.5	木製回縁	ビニールクロス貼	C1		
		構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		合板1類	W4	9.5	合板1類
	物入	合板1類	F5	15	雑巾摺			せつこうボード	W5	12.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	24											
	納戸	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		点検口(天井)
		構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5	ブラインド
	和室 (特定寝室)	本畳敷き	F2	30	畳寄			じゆら塗	W2	8	木製回縁	化粧せつこうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板	F6	9				ラスボード	W6	7.5		合板1類	W4	12.5	合板1類
	押入	合板1類	F5	15	雑巾摺			合板1類	W4	12.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	24											
	台所	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		レンジフード、掃除口(トラップ)
	構造用合板	F6	24	せつこうボード				W5	12.5	せつこうボード		W5	12.5	合板1類	C4
居間・食事室	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		カーテン	
	構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	W5	12.5	合板1類	C4
洗面・脱衣室	塩化ビニール製床材	F3	2.3	ビニル製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1		換気扇、掃除口(トラップ)	
	構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5	点検口(床)ブラインド、手すり下地	
便所	塩化ビニール製床材	F3	2.3	ビニル製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり、換気扇	
	構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5	ユニットバス1616バリアフリー仕様 手すり、換気扇、掃除口(トラップ)	
浴室	集成材段板	F4	30												
2階	階段	集成材段板	F4	30			ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1			
	せつこうボード	W5	12.5	せつこうボード	C4	9.5	手すり								
	廊下	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		
		構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5	
	物入	合板1類	F5	15	雑巾摺			せつこうボード	W5	12.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	24											
	洋室1、2	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		カーテン
		構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5	
主寝室	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		カーテン	
	構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5		
便所	塩化ビニール製床材	F3	2.3	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり、換気扇	
	構造用合板	F6	24				せつこうボード	W5	12.5		せつこうボード	C4	9.5	ブラインド	

■外部仕上表

部 位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造ベタ基礎	
床下換気口	ねこ土台(有効面積200cm <sup>2</sup> /m、高さ20mm)	防虫網
外壁	窯業系サイディングボード18mm(通気構造)	防火時間30分(認定番号:PC030BE-〇〇)
軒裏	繊維混入がけ酸がけ板厚11mm	防火時間30分(認定番号:QF030RS-〇〇)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火時間20分(認定番号:EB-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
	複層ガラスA12(納入厚6.8含む)	防火設備
屋根	野地板:構造用合板 特類 厚12mm	
	改質アスファルトルーフィング 粘土瓦	

火気使用室の内装制限について明示

■敷地面積求積図 S=1/300



■敷地面積表

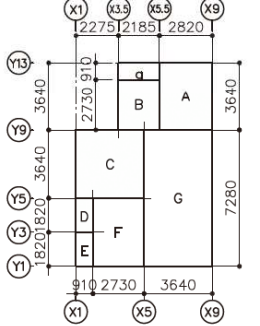
符号	底辺	高さ	倍面積
A	18.6011	8.8705	165.0010
B	18.6011	8.8705	165.0010
倍面積合計			330.0021
合計面積			165.0010
地積			165.00 m <sup>2</sup>

■配置図 S=1/100



面積の合計の小数点以下第3位は切り捨て

■1階床面積及び建築面積求積図 S=1/300



■床面積表

	縦	横	面積
a	0.91	2.185	1.98835
A	3.64	2.82	10.2648
B	2.73	2.185	5.96505
C	3.64	3.64	13.2496
D	1.82	0.91	1.6562
E	1.82	0.91	1.6562
F	3.64	2.73	9.9372
G	7.28	3.64	26.4992
H	3.64	3.64	13.2496
I	3.64	3.64	13.2496
J	4.55	3.64	16.562
K	2.73	3.64	9.9372

■各位置高さ

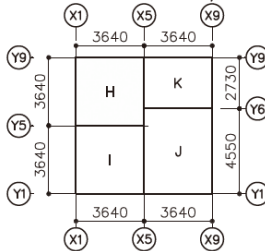
	道路中心高からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610 m	3.324m
樋先 ii	6.472 m	6.186m
寄棟頂部	8.400 m	8.114m

■斜線検討

斜線検討 I  
 道路斜線距離 = 7.465  
 道路斜線の高さ = 7.465 × 1.25 = 9.331  
 軒先 i 高さ = 3.610 ∴ OK

斜線検討 II  
 北側斜線距離 = 2.007  
 北側斜線の高さ = 5.000 + 2.007 × 1.25 = 7.508  
 軒先 ii 高さ = 6.186 ∴ OK

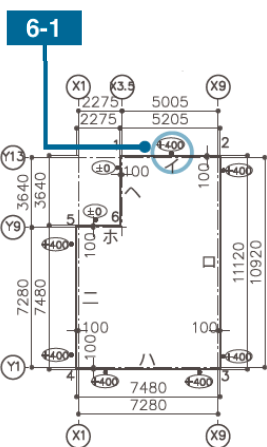
■2階床面積求積図 S=1/300



1階床面積	A+B+C+D+E+F+G=	69.228 m <sup>2</sup>
	=	69.22 m <sup>2</sup>
2階床面積	H+I+J+K=	52.998 m <sup>2</sup>
	=	52.99 m <sup>2</sup>
延床面積 ← 容積対象面積		
	1階床面積 - 2階床面積=	122.21 m <sup>2</sup>
	容積率 74.07% <	100% (∴OK)
建築面積	a+A+B+C+D+E+F+G=	71.216 m <sup>2</sup>
	=	71.21 m <sup>2</sup>
	建蔽率 43.16% <	50% (∴OK)

斜線検討(道路斜線、北側斜線)結果を記載してください。

■地盤面算定表 S=1/300

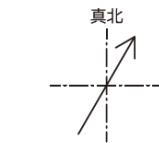


■地盤面算定表

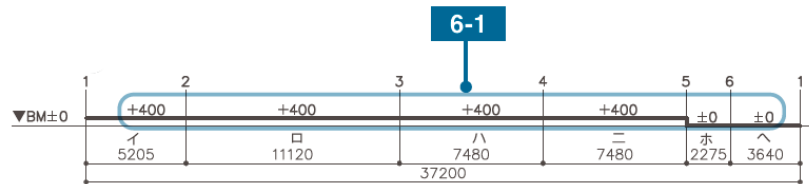
	長さ m	高さ m	面積 m <sup>2</sup>
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514
地盤面 = 12.51 m <sup>2</sup> / 37.20 m = 0.33639 m			
= BM+336mm			

■凡例

- 排水樹
- 地盤面=BM+336
- (±0) BMからの高さを示す

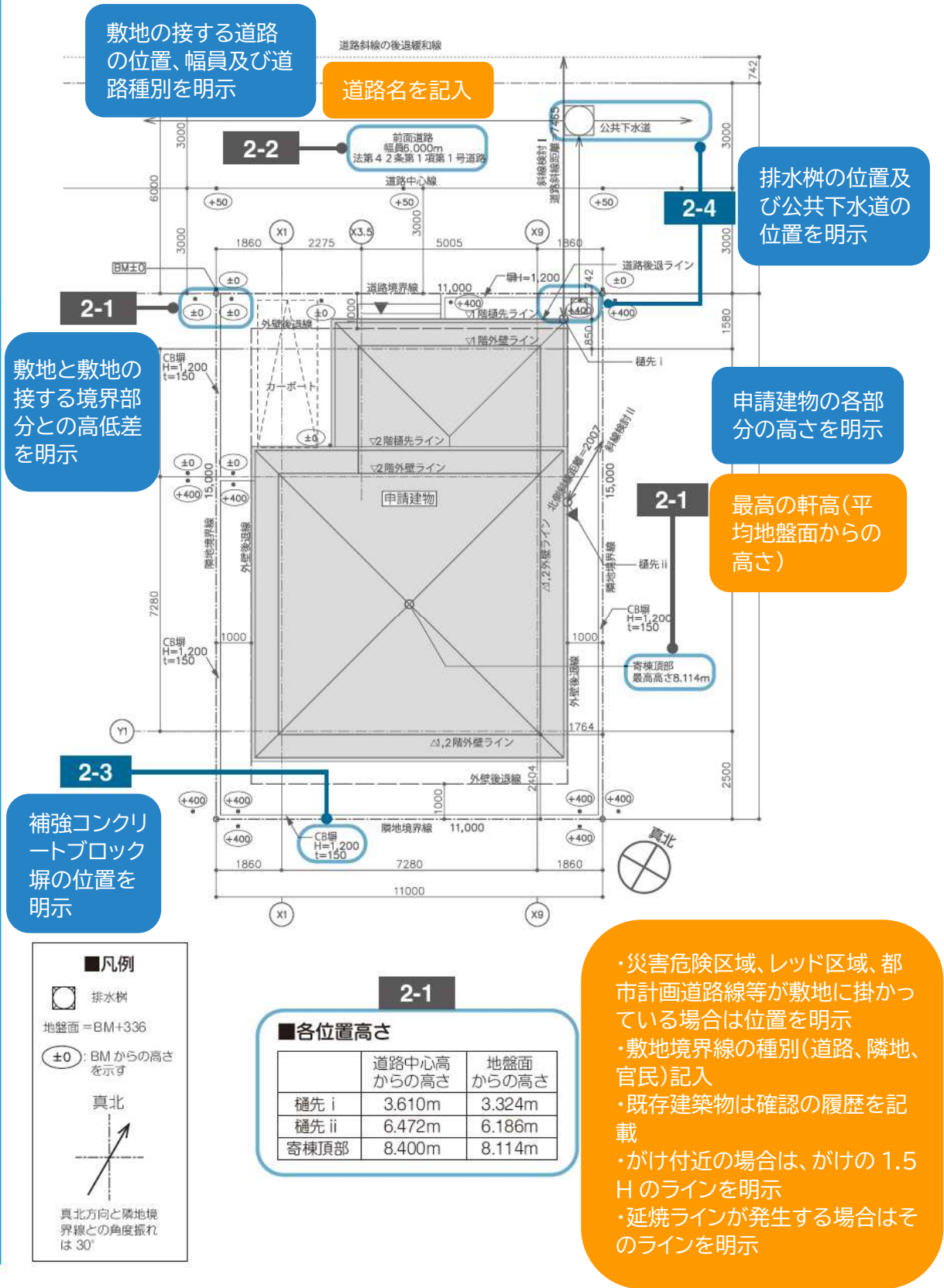


真北方向と隣地境界線の角度振れは30°



地面積、建築面積、床面積求積図については、CAD等を用いる場合であっても三斜求積図によらないことができます。その場合、作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

(2) 配置図



## よくある指摘

- ・ 基準法の道路の種類が間違っている。

(例) 法 42 条 1 項 二号道路 (開発道路) が市町村道認定され法 42 条 1 項 一号道路 (市町村道) になっているが、法 42 条 1 項 二号道路のまま記載 道路幅員が 4.0m 未満だが、に法 42 条 1 項 一号道路で記載
--

- ・ 建築物配置の寸法が一箇所しか記載していない。
- ・ 排水経路、放流先 (下水道、集落排水) の記載がない。
- ・ 敷地地盤の高低差があるのに法面、構造物の記載が無い。
- ・ 敷地内外 (建築物周囲共) の地盤高低差の記載が無い。  
→ 高低差がある場合は平均地盤を算出
- ・ 容積率は法第 52 条第 1 項 (用途地域による容積率)、法第 52 条第 2 項 (前面道路の幅員による容積率) の規定によるが、2 項の検討がされていない場合が多い。
- ・ 道路中心線を車道部分の中心線で記載している。(歩道含む全体幅員の中心)
- ・ 敷地に道路が 2 以上接道している場合は、幅員の最大のを前面道路とする。  
(巻末資料 95 ページ参照)
- ・ 道路と敷地に高低差があり、建築物から道路に通じる階段や傾斜路等の有効な通路等が設けられていない場合は、敷地が接道しているとはいえない。



(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図

一の図面に各内容を記載することにより図面が繁雑となり見えづらくなる場合は、他の図面に内容を記載や、別図面を作成する方法もあります。

回り階段の場合は踏面の狭い方から30cmの場所が踏面の幅です。

階段、踊り場、手すりの位置・出幅及び構造を明示

寝室として使用する室の場合、住宅用火災報知器が必要です。室名の下に(寝室)と記載が必要です。

敷地の接する道路の位置及び幅員を明示【居室の採光】

3-6 給気口の位置を明示

3-9 火気を使用する室の換気経路を明示

3-7 排気機の位置を明示

3-8 コンロの位置、種別、発熱量を明示

出窓がある場合は床面積に算入・不算入の検討が必要です。(ダイジェスト版 P09 参照)

居室に設ける採光・換気のための窓その他の開口部の位置を明示

採光補正係数の算出に必要な水平距離(開口部の上にある各部からその部分の面する隣地境界線等まで)を明示

- 凡例
- 住宅用火災機器 (熱式感知器)
  - 住宅用火災機器 (煙式感知器)
  - 換気扇 100φ・防 (令 20 条の 8 によ 設置高さ = FL+2 (レンジフード材)
  - 換気扇 100φ・防 (台所のみ 150φ 設置高さ = FL+2)
  - 給気口 100φ・防火覆い付 設置高さ = FL+2100
  - ドアのアンダーカット等 (通気措置)
  - 防火設備 アルミサッシ+複層ガラス A12 (網入厚 6.8 含)
  - 給湯器
  - 床下点検口

3-1 3-5

3-4

3-3

3-10

検討Ⅰ

- 階段検討
- 有効幅 766
- 蹴上げ 階高 / 段数 = 2900 / 15 = 199.33
- 踏面 910 / 4 = 227.5
- 手摺幅 壁から 90

検討Ⅱ

- 台所換気設備計算 (火気使用室)
- 有効換気量 (AA-11BBBB) = 400
- 必要換気量 =  $30 \times K (m^3) \times Q (KWkg/h)$  = 300.76
- K (都市ガス) = 0.93
- Q (AA-B111-BBBBBB) = 10.78
- 有効換気量 > 必要換気量

階段、踊り場、手すりの位置・出幅及び構造を明示

換気設備の有効換気量を明示

## よくある指摘

- ・住宅用火災警報器がエアコンや24時間換気（第一種）吹出口から1.5m以上離れていない。
- ・寝室として使用する室に（寝室）の記載がない。※県の取扱いにより記載が必要（住宅用火災警報器の設置を判断する為）
- ・居室、非居室の判断が不明瞭な記載がある。

(例) ヌック等と室名が記載してあるのに天井高さが2.1m未満  
サービスルームで室名を記載しているが窓を計画していない

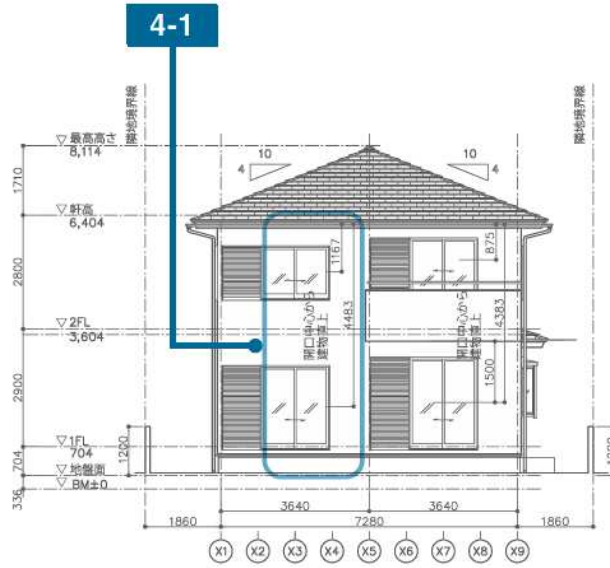
- ・屋外部分の用途（ポーチ、テラス、物干し場、自転車置場等）を記載していない。（用途により床面積に算入する必要があります。）
- ・建築、床面積算出用の寸法に一部記載もれがある。
- ・平面図と24時間換気の計画図書とが整合していない。

(例) 平面図には納戸の建具に通気措置を計画しているが、24時間換気計算では換気対象外として計算している。

- ・防火、準防火地域内で延焼の恐れのある範囲内にある屋根、外壁、軒天、開口部（局所換気、24時間換気等含む）の様子が記載されていない。

(4) 立面図

① 南側立面図



② 東側立面図

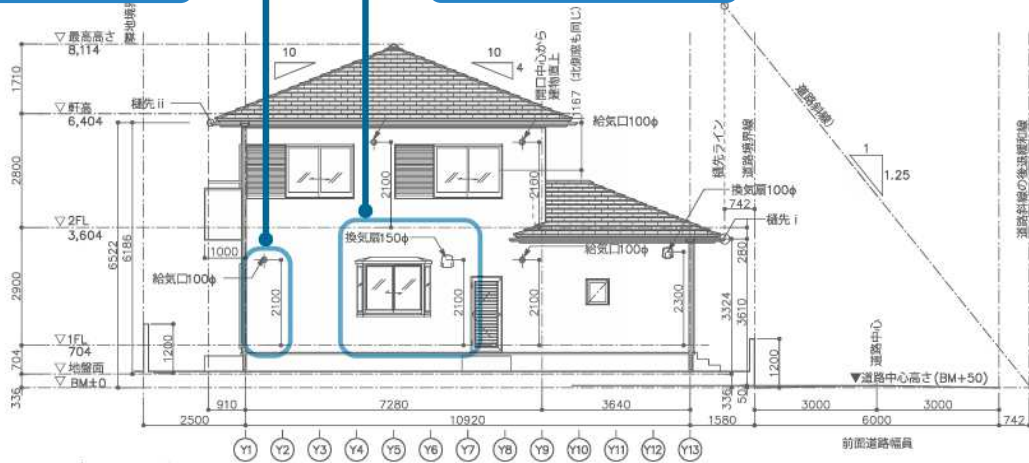
給気口の位置を明示

4-2

4-3

排気機の位置を明示

道路斜線の検討を行ってください。





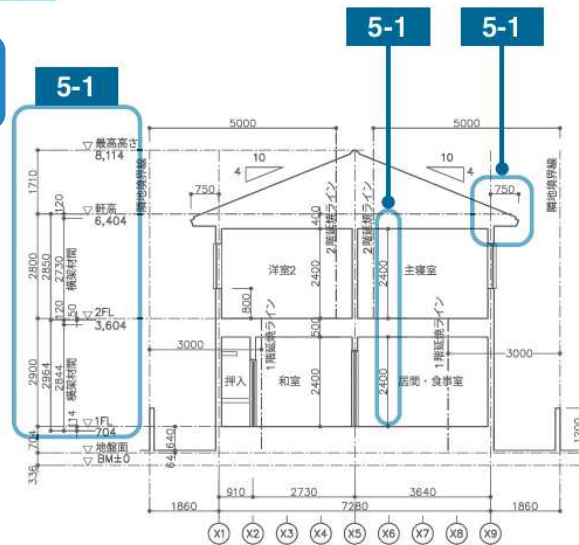
## (5) 断面図

## ① X-X 断面図

各階の天井の高さを明示

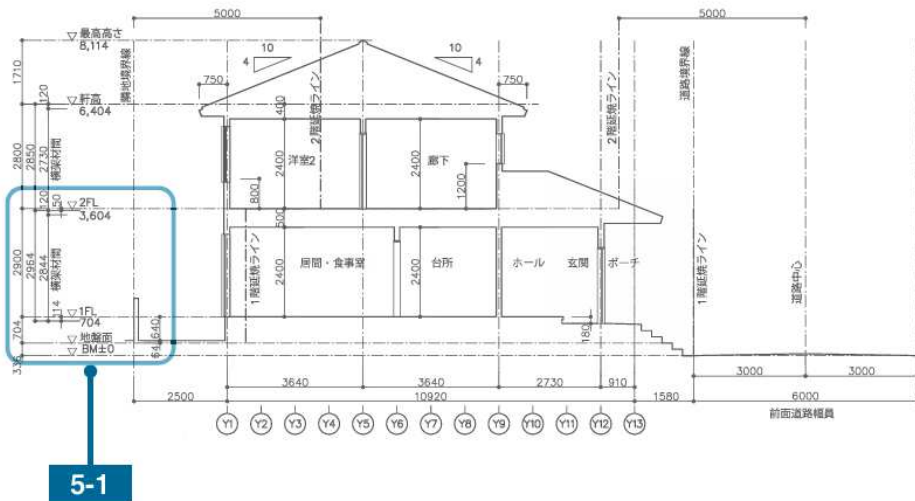
軒及びひさしの出を明示

建築物の各部分の高さを明示



がけ付近の場合、がけについて断面図で、がけ高さや勾配30度以上であることを断面図に明示してください。

## ② Y-Y 断面図



## よくある指摘

- ・バルコニー開放性の記載が無い。(床面積に不算入の場合)
- ・軒の出寸法の記載が無い。
- ・小庇の寸法を柱芯ではなく壁面から記載している。(建築面積は芯からの出寸法で確認する) ※省エネの日射遮蔽対策として認められる有効な庇、軒等は外壁からの出寸法なので注意
- ・最高の軒高が不明瞭である。(小屋組、登り梁等で形成しているかの記載がない)

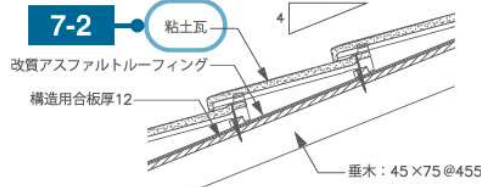
(7) 構造詳細図

屋根ふき材の種類、屋根の断面の構造・材料の種類及び寸法（厚さ等）を明示

法第 22 条区域内の屋根：不燃材料で造るか、ふくこと等、または大臣認定を受けたもの

① 構造詳細図（屋根）

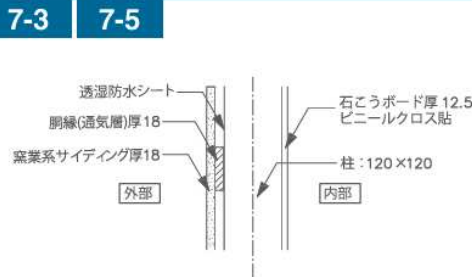
7-4



法第 22 条区域内にある建築物の屋根を通常の火災による火の粉による建築物の火災の発生防止の為に政令で定める技術的基準の以下 2 つのいずれかに適合

- ◆国土交通大臣が定めた構造方法（平 12 建告第 1365 号）
  - ①不燃材料で造るか、またはふくこと
  - ②準耐火構造
  - ③耐火構造
- ◆国土交通大臣の認定を受けたもの

② 構造詳細図（外壁）



告示、大臣認定等の構造方法を明示(外壁材・外部構造用面材・断熱材・内部の仕上材料等で構成されている材料・厚さ等を明示)

7-5

法第 22 条区域内にある木造等の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。（平 12 建告第 1359 号第 1）

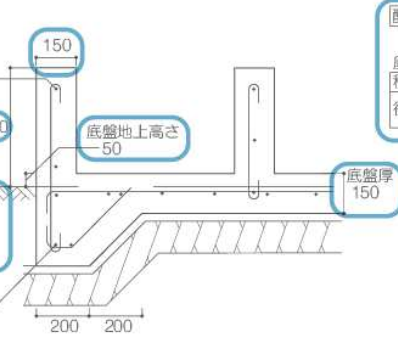
③ 構造詳細図（基礎） 内すべて 7-1

基礎形式 べた基礎 (単位:mm)

立上り上端主筋	
種類	SD295
本数-径	1-D13

せん断補強筋	
種類	SD295
径	D10
本数	1
ピッチ	300
フック	あり

立上り下端主筋	
種類	SD295
本数-径	1-D13



配筋(シングル)	
底盤補強筋	
種類	SD295
径@ピッチ	D13@300 上段:長辺方向 D13@300 下段:短辺方向

構造耐力上主要な部分 / 基礎の形式、各部の寸法、材料の種類、主筋、補強筋の種類、径、設置位置、設置間隔、補強筋と主筋の緊結方法を明示

### 3. 省エネ適合を仕様基準による場合の図面の記載例と注意事項

仕様基準では外皮の部位の断熱性能について、「①熱貫流率基準（U値）」又は「②断熱材熱抵抗基準（R値）」のいずれかで評価する必要がありますが、①については部位を構成する断熱材や面材などを、②については断熱材のみ設計図書上に明示してください。なお、断熱材等の建材の熱物性値に係る根拠資料を添付することが求められます。

窓や設備の記載例については、省エネテキスト 109 ページ以降を参考にしてください。

省エネテキスト

適用基準：②断熱材熱抵抗基準（R値）

仕様表（仕様基準）

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

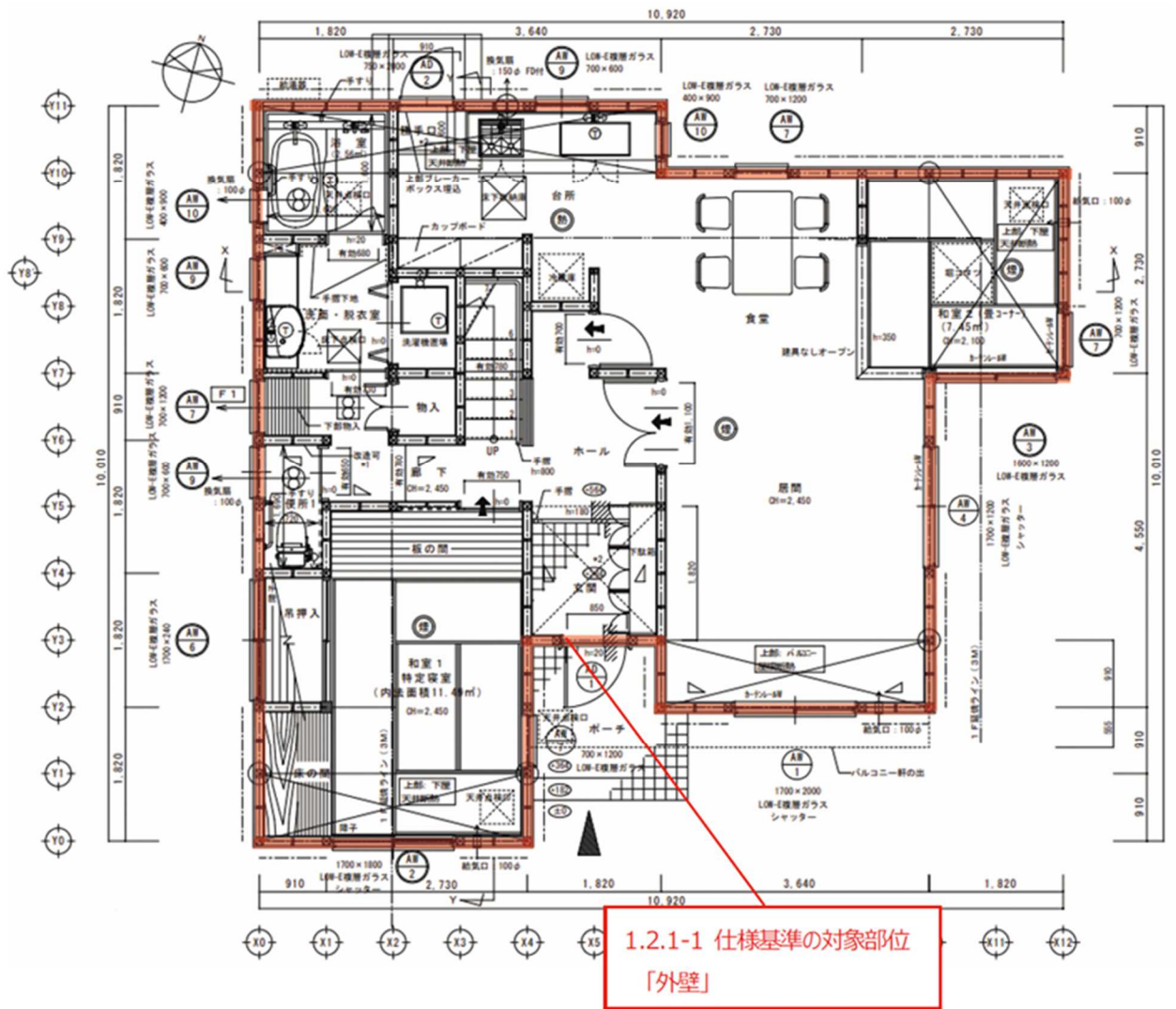
適用した基準明示の例

（参考様式）

仕様等が複数ある場合、省エネ基準適合判断に必要な仕様等を以下に記載

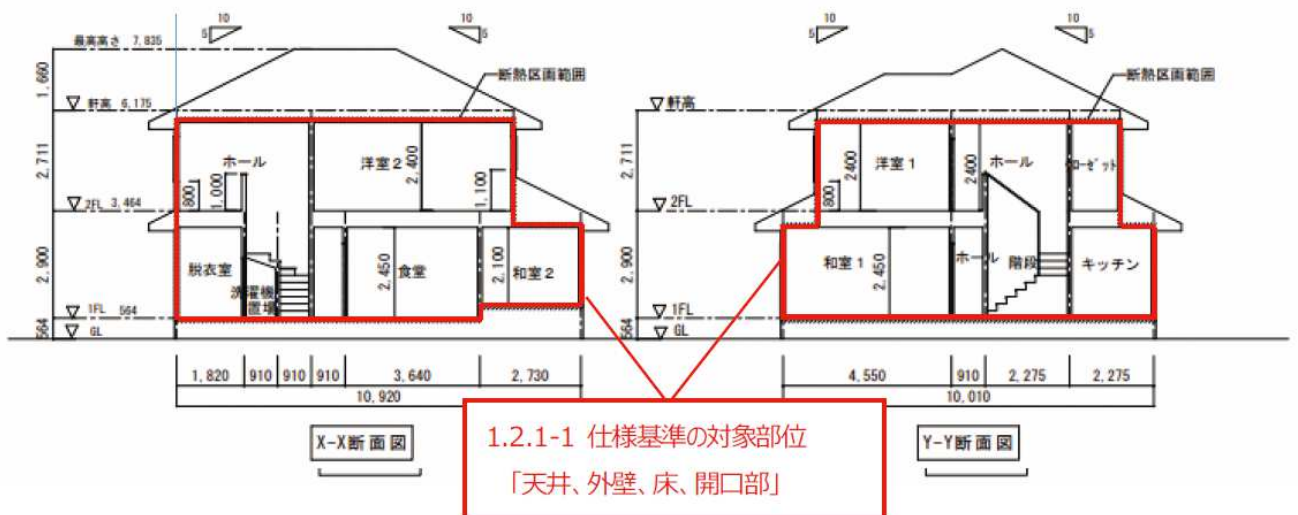
項目	小項目	断熱仕様	工法	備考（適用）	
外皮断熱基準	断熱仕様	屋根	該当なし		
		天井	GWHG16-38厚200mm	天井上敷き込み	R値5.3（R値基準）
		外壁	GWHG16-38厚105mm	充填断熱	R値2.8（R値基準）
	床	外気に接する	XPS3種aA厚95mm	根太間断熱	R値3.4（R値基準）
		上記以外	XPS3種aA厚65mm	根太間断熱	R値2.4（R値基準）
	土間床等の基礎壁	外気に接する	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
		上記以外	XPS3種aA厚50mm	内張り断熱	R値1.8（R値基準）、UB下のみ
	開口部	窓	アルミ枠、Low-E複層ガラスA12(取得型)		$U_w = 2.97$ 、 $\eta_w = 0.51$ （枠G仕様）
	ドア	金属枠、金属製フラッシュ構造戸（ドアポスト、ドア内ガラス無し）		$U_D = 2.33$ （枠戸仕様）	

a) 1階平面図 (一戸建ての住宅)



c) 断面図

(一戸建て)





## 4. 完了検査時によくある指摘等

### (1) よくある指摘

- 確認申請にないカーポートが建てられている、建築物位置が変更している等、確認申請と異なる状態となっている。  
※工事監理者の完成確認が十分でない可能性があります。完了検査申請に先立って、軽微変更の協議、計画変更等の手続きを行ってください。
- 住宅用火災警報器がエアコン・24時間換気（第一種）吹出口から1.5m以上離れていない。
- 階段手摺が施工されていない。
- 24時間換気の給排気機が確認申請に添付してある書類、カタログと一致していない。
- 外部サッシの位置変更、サイズ変更、取りやめ等を軽微な変更として記載がない。
- 準防火地域内で防火設備、換気口のFDが現場で確認出来ない場合（吹抜け、屋外の高所に設置してある）に写真・書類（出荷証明書）の準備がしていない。
- 敷地境界線と軒先（樋含む）の空気が少ない計画の場合、仮設足場がある段階で、下げ振り等で敷地内に建築物が収まっていることがわかる写真を撮影してください。
- 完了検査の添付写真として、住宅瑕疵担保保険の検査状況の写真が添付されている。  
※建築基準法とは別の検査ですので、瑕疵担保保険の検査員が検査して基礎や軸組等に問題がなくても、建築基準法の完了検査申請には工事監理者が現地を確認した写真や書類を添付するようにしてください。（同一機関で瑕疵保険の検査、建築基準法の完了検査を行う場合も同様）
- 完了検査申請書に添付する工事写真は、スケール・黒板等を使用して、撮影した内容、箇所が判別できる写真として下さい。現地で見せていただく写真についても同様です。

(例) 箇所：基礎-X〇通り、Y〇通り、内容：立上り配筋、上下主筋1-D13、縦筋D10@200  
 箇所：1階-X〇通り、Y〇通り、内容：柱脚金物15KNホールダウン金物  
 箇所：1階-X〇通り、Y〇～△通り間、内容：面材耐力壁、構造用合板9.0t 釘打ち間隔N50@150mm

- 完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、特定行政庁や指定確認検査機関に確認してください。

※鳥取県は要綱により様式を定めています。

### 【省エネ仕様基準の参考様式】

【参考様式（仕様基準）】  
 国土交通省 HP に Excel ファイルデータで掲載されています  
<https://www.mlit.go.jp/ju/takukentiku/house/04.html>

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）				任意様式
令和 年 月 日				
工事の監理状況を報告します。 この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。 工事監理者				
物件概要				
種別				
工事名称				
敷地の地名地番				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	検査を行った 数値回数	検査方法	検査結果
1. 外気	① 断熱材の仕様、設置状況		A+B+C	○/△/×
	② 構造躯体部の断熱躯体の仕様、設置（断熱コンタクト後の場合）		A+B+C	○/△/×
	③ 窓の仕様、設置状況（付属断熱材等の設置状況を含む）		A+B+C	○/△/×
2. 暖房設備	① 暖房方式		A+B+C	○/△/×
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A+B+C	○/△/×



## (2) 完了検査ができない場合

確認申請と相違が大きい場合、現地検査を中止し、計画変更の手続き及び完了検査の再申請となる場合がありますので、工事監理者は必ず副本と整合を行ってから完了検査申請を提出してください。

※鳥取県福祉のまちづくり条例の対象となる建築物は、敷地内通路も完了検査の検査の対象になりますので、外構工事が完了してからでないで完了検査の申請が受付できません。

※新2号建築物では屋外の給排水設備等の工事も検査の対象となりますので、図面記載の工事が全て完了したことを工事監理者が確認した上で、完了検査の申請をお願いします。

## (3) 完了検査前の使用制限について

1号建築物と新2号建築物は検査済証が交付された後でないで使用はできません。

※新2号建築物に確認申請が必要な規模の同一棟増築等（新築を除く）で工事中も使用する場合は、「共同住宅以外の住宅」及び「居室を有しない建築物」を除き、仮使用認定が必要です。

※新2号建築物の**新築**で、同一敷地内の既存住宅の解体が計画に含まれている場合、工事完了（既存住宅の解体）前に新2号建築物を使用するには仮使用認定が必要です。

## 【参考】建築確認附属書

市部を除く、県内の町村を建設地とする場合、建築基準法第6条の規定による建築確認申請時等に申請書に添付する書類で、申請前に設計者が建設地の町村に対し、町村が把握している道路・都市計画等事項について確認を依頼するものです。

鳥取県の窓口と鳥取県建築住宅検査センターに申請する場合は、建築確認附属書の添付が必要です。

また、4市の区域については、都市計画図の添付が必要です。

### 【各町村の建築附属書照会先】

町村名		担当課	連絡先
岩美郡	岩美町役場	建設水道課	0857-73-1567
八頭郡	若桜町役場	地域整備課	0858-82-2239
	智頭町役場	地域整備課	0858-75-4113
	八頭町役場	建設課	0858-76-0206
東伯郡	三朝町役場	建設水道課	0858-43-3500
	湯梨浜町役場	建設水道課	0858-35-5312
	北栄町役場	地域整備課	0858-37-3117
	琴浦町役場	建設住宅課	0858-55-7805
西伯郡	日吉津村役場	建設産業課	0859-27-5953
	大山町役場	建設課	0859-53-3186
	南部町役場	建設課	0859-66-3115
	伯耆町役場	地域整備課	0859-68-5539
日野郡	江府町役場	総務課	0859-75-2211
	日南町役場	建設課	0859-82-1113
	日野町役場	建設水道課	0859-72-0350

市町村長様

建築主事

建築確認について(依頼)

別添の建築確認申請をするに当たり、申請者又は建築士が下記の事項について確かめに伺いますので、各担当者において関係法令による規制項目等の有無についてチェック等いただきますよう御配慮ください。

記

申請場所

申請者氏名

関係法令	調査内容・意見書	月/日	担当課	職氏名
道路法 都市計画法	1 敷地が接する道路 国、県、市、町、村道その他の道路 ※上記該当に○の上、道路名等を記載  (幅員: _____ m)	/	課	
	2 都市計画施設等の区域(都法53条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/	課	
	公園 内、外、支障有り、なし	/	課	
	下水道 内、外、支障有り、なし	/	課	
	類 市街地 開発事業 内、外、支障有り、なし	/	課	
	その他 ( )	/	課	
	3 事業認可区域(都法65条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/	課	
	類 下水道 内、外、支障有り、なし	/	課	
その他 内、外、支障有り、なし	/	課		
4 区画整理事業施行地区(区法76条) 内、外、支障有り、なし	/	課		
5 ( ) 占用許可 必要 不要	/	課		
6 鳥取県屋外広告物条例第3条の許可 必要 不要	/	課		
その他規制区域 ※区域名等を記載 ※判断困難な場合等はその旨を明示すること	伝統的建造物群保存地区 内、外 _____	/	課	
	海岸法・河川法 内、外 _____	/	課	
	急傾斜地崩壊危険区域 内、外 _____	/	課	
	災害危険区域 内、外 _____	/	課	
	土砂災害特別警戒区域 内、外 _____	/	課	
備考 (上記のほかに)	1. 工事完了告示済(都市計画法第36条) 2. 市街化調整区域内(都市計画法第34条) 3. 都市計画施設区域内における建築許可が必要(都市計画法第53条の許可) 4. 下水道処理区域内 5. 農業集落排水区域内又は漁業集落排水区域内(○で囲む) 6. 土地区画整理事業施行区域内における建築許可が必要(土地区画整理法第76条の許可) 7. 特別区域内における行為の許可が必要(自然公園法第20条の許可) 8. 地区計画の区域内(都市計画法第12条の5) 9. 景観形成重点区域内(景観法第16条の届出) 10. その他( )			

(注意) 1 二部作成して、一部(附図のあるもの)を市町村のひかえとします。  
申請者へは、メール等による交付も可能です。(メール等で写しを交付する場合は一部のみ作成)  
2 担当課ごと該当する箇所をそれぞれ口で囲んでください。

## 【参考】建築主氏名等変更届出書

県に提出する場合の様式を掲載していますので、その他の特定行政庁や民間確認検査機関に提出する場合は、規定された様式での届出をお願いします。

様式第3号（第3条関係）

建築主氏名等変更届	
建築主事 様	
建築主（設計者、工事監理者、工事施工者）の住所（氏名）を変更したので、鳥取県建築基準法施行細則第3条の規定により届け出ます。	
年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">①</span>	
① 建築主住所氏名	変更後 <span style="float: right;">①</span>
	電話 ( ) 番
変更前 <span style="float: right;">①</span>	電話 ( ) 番
② 設計者住所氏名	変更後 <span style="float: right;">①</span>
	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 電話 ( ) 番
	変更前 <span style="float: right;">①</span>
変更前 <span style="float: right;">①</span>	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 電話 ( ) 番
③ 工事監理者住所氏名	変更後 <span style="float: right;">①</span>
	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 電話 ( ) 番
	変更前 <span style="float: right;">①</span>
変更前 <span style="float: right;">①</span>	( ) 建築士 ( ) 登録第 号
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号 電話 ( ) 番
④ 工事施工者住所氏名	変更後 <span style="float: right;">①</span>
	建設業の許可 ( ) 第 号
	電話 ( ) 番
	変更前 <span style="float: right;">①</span>
変更前 <span style="float: right;">①</span>	建設業の許可 ( ) 第 号
	電話 ( ) 番
理由	
確認番号	年 月 日 第 号
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄
年 月 日	
係 員	

- 備考1 届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。  
2 ※印欄は、記入しないでください。